

関西業務ニュース

2013年4月23日No.220

JR東海労働組合新幹線関西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

「大阪交番検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れについて業務委員会を開催。

4月22日、「申」第16号「大阪交番検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れについて業務委員会を開催しました。

《会社回答》

1. 職場環境についての改善要求

- ① 大阪交番検査車両所検修庫の熱除去対策として、去年は屋根上点検通路のパンタグラフ搭載号車付近にスポットクーラーを設置しているが、他に熱除去対策について考えていることがあれば具体的に明らかにすること。

【回答】 必要な対策は講じている。なお一昨年度は屋根上点検通路のパンタグラフ搭載号車にスポットクーラーの設置及びスポット空調の老朽取り替えを行い昨年度は冷水器の設置を行ったところである。今後も各種取り組みを精査したうえで引き続き必要な対策は検討していく。

- ② 大阪交番検査車両所検修庫の熱除去対策として、B通路の扇風機が古いので新たに強力な扇風機を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

- ③ 大阪交番検査車両所検修庫では屋根上に塗装を施し熱除去対策をしているが、効果が見られないので散水装置、換気用ファンの設置を新たに行うこと。

【回答】 現行通りとする。

- ④ パン点検通路の一部の窓に設置されている開閉用ハンドルシステムを、開閉禁止の窓を除く全ての窓を一括制御できるように改良すること。

【回答】 現行通りとする。

- ⑤ 大阪交番検査車両所検修庫の熱中症対策の一つとして、A・C通路に設置しているスポットクーラーが老朽化しており、冷風が弱い・出ない等、本来の性能を維持していないものが多くある。よって新品で強力な製品に交換すること。

【回答】 現行通りとする。なお設備不良があれば今後管理者まで申し出ること。

- ⑥ 各詰所に冷水器(貯蔵式)を設置すること。

【回答】 現行通りとする。今後も必要な熱中症対策は検討していく。

- ⑦ C通路に設置されている冷水器の水を便所から取り入れているが、衛生上問題はないのか明らかにすること。また、ホコリの多いC通路に設置しているが、併せて衛生上問題はないのか明らかにすること。

【回答】 便所の水も上水（水道水）であり衛生上まったく問題はない。また冷水器の清掃に関しては使用している社員が清掃することになっており引き続き実施されたい。

- ⑧ 現場各詰所に冷蔵庫が設置されていることで、コンセントの容量が足りない。容量を大きくすること。

【回答】 現行通りとする。

- ⑨ 作業による制服の汚れがひどいので、希望する社員にはつなぎ服を貸与すること。

【回答】 現行通りとする。

- ⑩ 現在、出勤点呼及び退出点呼時にマスクの着用が管理者により禁止されている。マスク着用を禁止する規定等の根拠を明らかにすること。

【回答】 社員の健康状態を確認するために点呼時のマスク着用は禁止している。なおマスク着用が必要な場合は事前に管理者まで申し出ること。

- ⑪ 点呼時に禁止されているマスクの着用を、風邪予防・アレルギー対策等健康管理の観点から、社員の自主的判断において管理者の許可がなくてもマスク着用で点呼を受けられるようにすること。

【回答】 そのような考えはない。マスク着用が必要な場合は事前に管理者まで申し出ること。

2. 業務関係の改善要求

- ① 車両係のB担務登用をやめること。

【回答】 適切な担務指定を行っており問題はない。

- ② 交番検査前に発生している故障等は、読み出し・調査等を交番検査の時間で行わず、専門性の高い修繕車両所で対処すること。

【回答】 今後も必要な調査修繕等を実施していく。

- ③ チェックシートの枚数やサインする箇所が多すぎるので簡素化すること。

【回答】 現行のチェックシートの内容で問題はないが今後も必要に応じてブラッシュアップしていく。

④ 現在使用中のセラミック噴射装置の動作試験時に使用しているアルミナ粉受けは、社員の手製でありアルミナ粉が漏れて怪我をするおそれがあるので、漏れないように工夫した物をメーカーに製作させること。

【回答】 使用頻度等を考慮した上で今後も必要な工具等については配備していく。

⑤ A・C通路に設置されていた300系用の工具ロッカー撤去に伴い、スポットクーラー用、ヒーター用の各コンセントの位置が現在使用している場所とずれている。現在使用している場所に合わせて設置し直すこと。

【回答】 現行通りとする。

⑥ 大阪交番検査車両所の資材庫で管理している予備品、材料、ウエス等が頻繁に不足になることがある。会社が責任を持って不足しないようにすること。

【回答】 予備品や材料等については今後も適切に配備していく。また予備品や材料等が不足した際は今後も必要に応じて取り寄せ及び修繕手配等を行っていく。

⑦ 担務の配置は偏りがないように、全ての社員がそれぞれの担務の全てのパートを経験できるようにすること。

【回答】 社員の担務については適正や技能等から総合的に判断のうえ適切に行っている。

⑧ ガス・電気溶接、車軸探傷等の有資格者の増員・養成を行うこと。

【回答】 今後も適切な養成は行っていく。

⑨ 2007年から5年に渡ってZ編成で年4回のデータ取りということで連続換気口寸法調整を行っているが、これまでに蓄積したデータを明らかにすると共に会社の評価を明らかにすること。

【回答】 連続換気装置の吸気開口調整は車内のお客様に快適にお過ごしていただくために圧力を適正に保っていく事を目的に行っている。

⑩ Z編成における連続換気口寸法調整は、給気口寸法を65mm定位とし、著しい「車内圧力の変動」があった場合のみ寸法調整を行うようにすること。

【回答】 現行通りとする。

3. 勤務についての改善要求

① 年休抽選が1番でも勤務発表時に年休が確定しない事態が生じている。出張や業研等で年休が抑制されないように余裕ある要員を配置すること。

【回答】 必要な要員は配置している。

② 毎月の勤務指定表で、年休抽選で一番なのに年休が確定していないのは何故か具体的に明らかにすること。

【回答】適正な要員は配置している。なお出張、研修等において波動がありまた社員個々の時期指定の状況等により時期によっては年休を取得しづらい場合もありうる。

③ 毎月の勤務指定で、最低でも年休抽選が一番の社員に対しては年休を確定すること。

【回答】年休については出張、研修等により波動がありまた社員個々の時期指定の状況等により時期によっては年休を取得しづらい場合もありうる。

④ 休日は、原則として土曜日、日曜日、祝日を指定すること。

【回答】休日は車両運用やダイヤ設定を総合的に勘案して決定している。

⑤ 六連続出勤は行わないこと。

【回答】休日は車両運用やダイヤ設定を総合的に勘案して決定している。

⑥ 分散特休は、指定されている社員がお互いが認めた場合、変更を認めること。

【回答】現行通りとする。

《若干のやり取り》

組合：今年は少しは前向きな回答を期待したが、一昨年、昨年同様であり会社として変更点の認識はあるのか。

会社：例えば、熱中症対策の回答であり効率的かつ効果があるか精査している。

組合：熱中症対策は決定の権限はどこにあるのか。

会社：本社、幹鉄、支社それぞれ施策等あり、それぞれ決定権限は異なる。

1-①について

組合：一昨年設置したスポットクーラーはどここの権限なのか。

会社：スポットクーラーは車両系統に特化したものである。当然車両系統から要求があって決定している。

組合：OKを出したのはどこなのか。

会社：予算上様々なものがる。物にもより対象により優先順位もある。箇所からの要求、車両所の要望等声があればあげている。

組合：今年夏に向けての暑さ対策等予定しているのはあるのか。

会社：具体的に決まっているのはない。要望はいろんな種類をあげて検討している。

組合：庫の空気の換気等抜本対策は考えてないのか。

会社：交検車両所庫に対しては何も手をつけてない訳ではない。確実にやってきている。

組合：小手先だけの対策ではないのか。

会社：大型の換気装置の設置は、空気の循環が目的であり考えられることは徐々にやっている認識である。

組合：交検車両所庫は建築されてから年月が経っている。老朽対策を含めて考えてないのか。

会社：交検庫は平成4年に建っている。2両おきに天井から設置しているファンコイル空調の老朽取り替えて冷気がかなり変わった。予算の中できっちり対策している。

組合：冷気が当たっているところはいいが熱交換器が庫の中で残ったままである。

会社：考え方の問題である。庫を全体的に冷やすとはならない。

組合：冷やせと言っているのではない。せめて外気温並みにすること。

会社：全ての工場と一緒にあり箱である。それ外気並みに冷やすにはそれ以上に冷やさないといけない。

組合：屋根上の断熱塗装はしているが、庫での高所作業者は気温44度くらいのところで作業をしている。

会社：40度を超えているのは認識している。パンタのある5号車、12号車の作業付近をスポットクーラーで冷やしている。社員の労働安全を考え何か出来るのか検討していく。

組合：外気温が非常に高くなるのは年間で1週間程度だが、庫内では月単位で40度を超している。せめて外気温まで下げることが検討して本社に伝えること。

1-②について

組合：新しいのも入っているが、首を振らないのがあるのを認識しているか。

会社：首を回す必要があるのか。

組合：B通路に設置されているが一方向だけでは用を足さない。根本的に数も足りない。A班B班それぞれに設置すること。

会社：要望があったことは聞いておく。A通路C通路にはスポットクーラーが設置されている。

組合：スポットクーラーはコンセントが使えないところがある。

会社：コードを引っ張ってくれば使える。

組合：延長コードは臨時的なものであり安全なものをつけること。

会社：全く引けない話であればコンセントの必要はあるが、現行で対処されたい。

組合：工事等の予定はないのか。扇風機とコンセントを設置すること。

会社：今のところ予定はない。

1-③について

組合：散水装置は相当効果があると思うが、根本的に対策を取ることを考えているのか。

会社：一つの対策であるが、会社として意見があることは考えいろんな対策を見極めたうえで検討していく。

組合：検討して本社に伝えること。

1-④について

組合：開閉する装置を含めて、窓を追加して開閉すること。

会社：窓を開けたら確かに涼しくなるが、全部を取り替えないといけない。

組合：とりあえずの手段として要求している。

会社：これに限らず設備改善の要求としてあげてないわけではない。

1－⑤について

組合：A、C通路のスポットクーラーはいくつか新しくなった認識はあるが、スポットクーラーの上に風洞をつけて熱を外に出すなど検討したことはないのか。

会社：風洞だけでは所詮微々たるものである。どれだけ効果があるのか。

組合：新しくなっても古いものより冷えないから、ガムテープで固定したり工夫している。庫の上に太陽光パネルを付けて屋根の上に屋根を付ければいい等の声があるが計画はないのか。

会社：計画はない。庫の構造として建て替えないといけない。意見があることは聞いておく。

組合：認識の違いである。新たに入れたのに冷えないから要求しているのである。

会社：耐用年数や容量を含めて考えている。

組合：複合的に冷やす方法を検討していくこと。

1－⑥について

組合：詰所の容量アップして貯蔵式を入れる計画はないのか。

会社：今のところない。水分を補給する対策は現状叶えられている。

組合：現状の給水ではなく、より良い状況や環境をつくること。冷蔵庫だけでは追いつかないから要求しているのである。電気工事もあわせてやること。

会社：労働環境を良くする意味でも、現状出来ている。冷蔵庫で冷やして飲む環境がある。

組合：更なる工夫をすること。

1－⑦について

組合：この要求の根拠は認識しているのか。設置後管理者の対応が「便所から引いている水」と答えている。それを聞いた社員はどう思うか。

会社：トイレに接続されている配管から取っただけであり問題ない。

組合：冷水器の清掃は使用している社員が清掃すると回答しているが。

会社：会社がつけたものは皆で清掃する。

組合：使う者がきれいにしろと言うことか。

会社：自主的にできないのら、指定しないといけなくなる。

組合：清掃業者に頼めないのか。

会社：自分たちで使うものは自身で清掃していただくことが基本であると認識している。

1－⑧について

組合：工事予定もないのか。問題がある認識はないのか。

会社：要望、意見は認識している。常時、乾燥機を使用している認識はしている。20Aの容量である。

組合：良い状態ではない。25A、30Aにすることも工事をすれば可能である。
会社：以前から聞いている話であるが、扱い方を気をつけていただくことである。

1-⑨について

組合：支社権限で対応出来ないのか。不可能な要求ではない。

会社：「つなぎ」は支社権限外事項である。車両服とは汚れること前提の作業服であり、汚れる環境を想定して洗濯等で対応可能な枚数を貸与している。

組合：C担務者の肩や背中汚れを考えると共用でいいから「つなぎ」を貸与すること。

会社：声があることは聞いておく。

1-⑩、⑪について

組合：規定等の根拠はないのか。

会社：社員の健康状態、体調確認のために外す。

組合：乗務員の点呼の状態とは違う。

会社：管理者は対面確認しており必要である。

組合：マスクして顔色はチェック出来ないのか。

会社：見えない。

組合：インフルエンザ等予防接種を会社は行っているが、マスクを外すことが一番危ないのではないのか。予防することは会社の利益につながると考える。

会社：予防のために必要なのは分かるが、チェックには必要でない。実際に必要な社員は個別に申し出ること。健康管理を含めて駄目とは言っていない。

会社：マスク禁止は所の判断か。

組合：所長の判断である。

会社：社員が申し出たら許可すること。

組合：個別に判断する。

2-①について

組合：組合としてはやらせ得という認識である。責任が重くなって給料は変わらない。

会社：車両係だから検査をやらないのは決まっているのか。やるのが普通である。

組合：出来ないと言っているのではない。本来であれば技術係がやる作業である。

会社：検査が出来る能力がある。車両係でも上昇志向を持っている社員もいる。必要な教育、担務指定している。

組合：責任の度合いが給料に見合っていない。やるのであればそれなりの給料を払うこと。強く言うておく。

2-②について

組合：車両所を四つに分けた時、会社は「専門性を高めるため」と言った。交検の特殊性とは何か。

会社：車両に発生した故障・調査等で発生した作業は当直で判断し運用する。当然ながら作業状況を踏まえて考慮している。

組合：交検は作業時間が決まっている。個々の社員が作業ダイヤの中に含まれてない作業をやらされている。普段の作業が妨げられているのである。

会社：時間内で出来ない作業は時間外でやったり修繕に回すなど支障が出ないようにしている。

組合：交検に入る前から発生した作業もやらせているのではないか。支障が出ないようにすること。

会社：前々から発生したものでも対応出来ないのもあり、当直で判断し交検側が対応することもある。

組合：専門性を高めると言って会社が新たに立ち上げたのである。

会社：全ての修繕を修繕車両所でやらなければならないとはならない。運用等踏まえてやっている。

組合：そもそも交検は入ってくる電車が正常かどうかを検査するのである。

会社：特殊班がいる。直せるものは直すである。

組合：交検の中で発見され、時間内でやれるのであれば分かるが会社の都合いいようにやっている。

会社：故障内容にもよる。お客様のために車両運用等みて作業をつけられないこともある。

組合：現場の感覚は余分な作業をやらされている感覚であり、声があることをあげることに。

2-③から⑧については時間の都合上出来ず。

2-⑨について

組合：5・6年に渡って蓄積したデーターを社員に公表する予定はないのか。

会社：社員が研究して然るべき場所にはあげている。一定の効果があることは認識している。

組合：車内圧が30ミリアクアを超えている車両が割とある。限度を超えれば調整の必要があるはずだが、これまで調整を行っていた基準の15ミリアクアの倍以上であつてもやってない。

会社：一定のデーターを業研等で研究して現状のままでいく。

組合：何らかの対策はないのか。30ミリ枠を超えている車両は検査しても感覚で分かる状態である。データーを出しても問題ないのではないか。

会社：データーは然るべき場所で把握していて現状のルール上適切である認識である。

組合：組合の切実な要求であり2-⑨、⑩の要求はお客様のことを考えるのであれば問題である。検討すること。

以上